

制度の特徴	制度名(略称)	融資対象	融資限度額	資金使途・貸付期間	利率(年利)	連帯保証人	物的担保	信用保証料補助	
小規模事業者向け 小口事業資金	小口資金融資 <small>都小口</small>	次の条件を全て満たす中小企業者 ①中小企業信用保険法第2条第2項に定める小規模企業者であること ②この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資合計残高が1,250万円以下であること	1企業・1組合 1,250万円	運転 7年以内 (据置期間6ヵ月以内を含む) 設備 10年以内 (据置期間6ヵ月以内を含む)	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.9%以内 3年超5年以内 2.1%以内 5年超7年以内 2.3%以内 7年超 2.5%以内 又は変動金利 短プラ+0.7%以内	法人…原則として代表者 個人…原則として不要 組合…原則として代表理事	原則として不要	あり	
	経営指導特例 <small>都小口・経指</small>	上記のほか次に次の条件を満たすこと 商工会議所・商工会の経営指導を6ヵ月以上受け、経営指導内容証明書を受けた中小企業者							
小規模事業者向け 事業資金	小規模企業融資 <small>小企</small>	従業員数が製造業等30人以下(卸・小売・サービス業では10人以下)の中小企業者	1企業 8,000万円	運転 7年以内 (据置期間1年以内を含む) 設備 10年以内 (据置期間1年以内を含む)	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 2.1%以内 3年超5年以内 2.3%以内 5年超7年以内 2.5%以内 7年超 2.7%以内 又は変動金利 短プラ+0.9%以内	法人…原則として代表者 個人…原則として不要	保証付融資の無担保残高が8,000万円超の場合は必要	なし	
創業等の 資金ニーズに対応	創業融資 <small>創業</small>	次のいずれかに該当するもの ①事業を営んでいない個人で、創業しようとするもの ②事業を営んでいない個人で、自己資金があり、創業しようとするもの ③創業(設立)した日から5年未満の中小企業者及び組合 ④創業した日から5年未満であり、次のいずれかから出資を受けている中小企業者 ア 東京都が出資するベンチャー投資法人傘下の投資事業有限責任組合 イ 独立行政法人中小企業基盤整備機構の「ベンチャーファンド」事業が出資する投資事業有限責任組合 ⑤分社化しようとする法人	1企業・1組合 ①1,000万円 ②2,500万円 (ただし、自己資金に1,000万円を加えた額の範囲内) ③④2,500万円 ⑤1,500万円						
新製品開発や、事業承継・ 多角化など様々な取組みを 行うための資金	産業力強化融資 <small>チャレンジ</small>	次のいずれかを行う中小企業者及び組合 ①公的機関の認定・認証・登録等を受けて実施する事業 ②東京都等の助成金の交付決定を受けた事業 ③平成23年度において重点的支援を行う事業等	1企業 1億円 1組合 2億円	運転・設備 10年以内 (据置期間2年以内を含む)	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 [全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内	(創業融資対象①② では不要)	保証付融資の 無担保残高が 8,000万円超 の場合は必要	あり	
売上減少・取引先企業の 倒産等に対応する資金	「区市町村認定書必要型」 <small>経営セーフ</small>	セーフティネット保証(1～8号)に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者及び組合	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円						
	「区市町村認定書必要型」 <small>円高セーフ</small>	セーフティネット保証5号に係る区市町村長の認定を受け、円高の影響を受けている中小企業者及び組合	1企業 1億円 1組合 2億円						
	「区市町村認定書不要型」 <small>経営一般</small>	次のいずれかに該当する中小企業者及び組合 ①最近3ヵ月の売上が前年同期比5%以上減少又は減少見込 ②製品等の売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が、20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと ③金融機関からの借入れが前年同期比10%以上減少 ④倒産等企業に債権を有している ⑤災害により事業活動に影響を受けている ⑥東京都知事が指定するもの(アスベスト対策)							
	「区市町村認定書不要型」 <small>円高一般</small>	上記、「経営一般」の要件①に該当し、円高の影響を受けている中小企業者及び組合							
工場等を新增設する 中小企業者向け融資	企業立地促進融資 <small>立地</small>	都内において事務所・工場の新増設又は移転等を行う中小企業者	1企業 2億円	運転・設備 15年以内 (据置期間1年を含む)	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.9%以内 3年超6年以内 2.1%以内 6年超9年以内 2.3%以内 9年超12年以内 2.5%以内 12年超 2.7%以内 又は変動金利 短プラ+0.7%以内 [全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超6年以内 1.9%以内 6年超9年以内 2.1%以内 9年超12年以内 2.3%以内 12年超 2.5%以内 又は変動金利 短プラ+0.5%以内	法人…原則として代表者 個人…原則として不要	原則として必要	あり	
事業再建や資金繰り 改善を支援	企業再建 <small>企業再建</small>	民事再生手続又は会社更生手続を申立て、再生計画又は更生計画認可後3年を経過しておらず、かつ再生計画又は更生計画を完遂していない中小企業者及び組合	1企業・1組合 2億円						
	リバイバル支援 <small>リバイバル</small>	次のいずれかに該当するもの ①(財)東京都中小企業振興公社における事業再生にかかる委員会の取り扱う再生案件であって、同委員会が策定を支援した再生計画を有するもの ②東京都中小企業再生支援協議会の取り扱う再生案件であって、同協議会が再生計画の策定支援を完了したものの ③東京チャレンジファンド投資事業有限責任組合から出資等を受けているもの ④独立行政法人中小企業基盤整備機構の「中小企業再生ファンド」事業が出資する投資事業有限責任組合から出資等を受けているもの ⑤株式会社整理回収機構が取り扱う再生案件であって、同機構が再生計画の策定支援を完了したものの ⑥株式会社企業再生支援機構が取り扱う再生案件であって、同機構が株式会社企業再生支援機構法の規定により再生計画の支援決定を行ったもの ⑦私的整理ガイドラインに基づき策定を完了した再生計画を有するもの	1企業・1組合 5,000万円						
	クイックつなぎ <small>つなぎ</small>	都・区市町の保証付制度融資を利用し、約定(元金)返済を1年以上継続している中小企業者及び組合	1企業・1組合 500万円	運転 2年以内					
	借換 <small>借換</small>	複数口の都・区市町の保証付制度融資を利用し、約定(元金)返済を1年以上継続して、一本化することにより返済負担の軽減を図ることができる中小企業者及び組合	1企業・1組合 5,000万円	運転 10年以内					
一定の地域に集中して発生 した災害により受けた損失 を復旧するための資金	災害復旧資金融資 <small>災</small>	知事が指定した災害により損失を受けている中小企業者及び組合	1災害につき 8,000万円	運転・設備 10年以内 (据置期間1年以内を含む)②1	[責任共有利率] 固定金利 1.7% [全部保証利率] 固定金利 1.5%②2		必要に応じ	あり	
一般的な事業資金	自律・ 組合 融資	自律経営 <small>自律</small>	中小企業者及び組合	1企業 1億円 1組合 2億円	運転 7年以内 (据置期間6ヵ月以内を含む) 設備 10年以内 (据置期間6ヵ月以内を含む)	金融機関 所定利率	保証付融資の 無担保残高が 8,000万円超 の場合は必要	なし	
スピーディーに資金 調達(会計)		自律会計 <small>自律会計</small>	次の条件を全て満たす会社 ①都・区市町の保証付制度融資を利用し、約定(元金)返済を1年以上継続していること ②経常利益を計上し、債務超過でないこと ③チェックリスト等を提出するもの	1企業 3,000万円	運転・設備 5年以内				原則として代表者
継続的で柔軟な 資金調達		極度型 <small>極度</small>	次の条件を全て満たす中小企業者及び組合 ①引き続き2年以上同一事業を営んでいること ②経常利益を計上し、債務超過でない法人又は直前2期課税される所得額のある個人事業者	(極度額) 1企業 1億円 1組合 2億円	運転 2年以内				法人…原則として代表者 個人…原則として不要 組合…原則として代表理事
事業協同組合等向け 融資		組織向 <small>組</small>	事業協同組合等(事業資金及び転貸資金)	1組合 2億円 転貸1組合員 3,500万円	運転 7年以内 (据置期間6ヵ月以内を含む) 設備 10年以内 (据置期間6ヵ月以内を含む)				[責任共有利率] 固定金利 2.1～2.7%以内又は変動金利 [全部保証利率] 固定金利 1.9～2.5%以内又は変動金利
環境への負荷の低減 に係る措置をとるための資金 売掛債権や棚卸資産 を担保として事業 資金を融資	環境保全資金融資あっせん <small>環境保全</small>	●ポスト新長期規制適合車又は指定低公害・低燃費車の購入 ●ポスト新長期規制適合車又は新長期規制適合車への買い替え	1企業 1億円	7年以内 (据置期間6ヵ月を含む)	東京都が申込受付をした日の 長期プライムレート以内		あり		
	担流 融資 資産	「根保証型」 <small>ABL1</small>	事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者及び組合	1企業・1組合 2億5,000万円 (保証限度額2億円… 融資額の80%を保証)	1年 1年以内	金融機関 所定利率	法人…原則として代表者 個人…不要 組合…原則として代表理事	申込人の有する売掛債権・棚卸資産を譲渡担保とする	なし

※「責任共有利率」：責任共有制度の対象となる融資に適用される利率 「全部保証利率」：責任共有制度の対象外(全部保証)となる融資に適用される利率

②1 災害復旧資金融資のうち、東日本大震災については据置期間2年以内を含む

②2 災害復旧資金融資のうち、東日本大震災については全部保証利率のみが適用される。また、融資利率1.5%のうち0.5%の利子を東京都が補助(ただし融資実行後1年以内)